

校内交通規則

群馬県立前橋清陵高校 昼間部

第1章 四輪自動車運転免許取得と車両利用について

1 四輪自動車運転免許取得に関する原則

(1) 対象生徒

- ・四輪自動車の運転免許取得可能年齢に達した生徒

(2) 教習開始時期

- ・原則として前期中間考査の情報交換会議終了後とする。

(3) 許可条件

①学校生活が良好

- ・生活面では、申し出た時点からさかのぼって1ヶ月間の欠席が5日以内であり、無断欠席、無断遅刻、無断早退、無断の中抜けがないこと。
- ・学習面では、授業態度が良好で、成績不良がないこと。
- ・問題行動がないこと。

②進路計画に支障をきたさない

(4) 教習開始までの手続き

①四輪自動車運転免許取得希望を担任に申し出る。

②担任との面談（学校生活、進路計画を確認）

③担任は保護者に対し、普通自動車運転免許取得の同意を確認する。

④「教習所入所許可願」の提出

⑤「教習所入所許可証」の発行・「入所確認証」の提出

⑥教習開始

(5) 教習と免許取得について

①教習のための欠席または欠課を禁止する。

②修了検定、卒業検定、本検定でやむを得ず欠席する場合は、必ず連絡する。

③免許取得後は、「運転免許証取得報告書」を免許証の写しと共に提出する。

2 車両の利用について

(1) 通学および学校管理下での使用を禁止する。

(2) (1) 以外での運転は保護者の同乗とし、保護者が全責任を負う。

（生徒、保護者連名で「誓約書」を提出）

(3) 生徒のみの同乗は禁止する。

(4) 通学にやむを得ない事情がある生徒、自宅近くに公共交通機関がなく通学に著しく支障をきたす生徒は個別に判定し、通学での使用を認めることがある。

①最寄り駅までへの使用とし、学校への使用は認めない。

②「自動車使用者の心得」（別紙）を確認し、遵守する。

③「自動車使用願」と「誓約書」を免許証および自動車保険（自賠責、任意）の写しを添えて提出する。

3 上記の約束に違反した場合、生徒指導の対象となり、教習停止や車両の使用禁止、通学の使用取り消しもある。

第2章 二輪車の運転免許取得と車両利用について

1 二輪車運転免許取得に関する原則

- (1) 原則禁止する。
- (2) 二輪免許取得の申し出があった場合の対応
 - ①担任と交通係が生徒、保護者と面談して家庭の事情を確認すると共に、学校の指導方針（生命尊重、学校生活重視、二輪車使用不可）を伝える。
 - ②面談後も二輪免許取得の強い希望があった場合、以下の許可条件を満たせば、原付の運転免許に限り許可する。
 - (i) 学校生活が良好
 - ・生活面では、申し出た時点からさかのぼって1ヶ月間の欠席が5日以内であり、無断欠席、無断遅刻、無断早退、無断の中抜けがないこと。
 - ・学習面では、授業態度が良好で、成績不良がないこと。
 - ・問題行動がないこと。
 - (ii) 進路計画に支障をきたさない
- (3) 免許取得までの手続き
 - ①「原付免許取得願」を生徒保護者連署のうえ提出する。
 - ②原付免許試験でやむを得ず欠席する時は、必ず連絡する。
 - ③免許取得後は、「原付免許証取得報告書」を免許証の写しと共に提出する。

2 二輪車の利用に関する原則

- (1) 原則禁止する。
- (2) 原付免許を取得した生徒も「バイクを買わない」「バイクに乗らない」の原則に鑑み、購入や使用を原則禁止する。
- (3) 通学にやむを得ない事情がある生徒、自宅近くに公共交通機関がなく通学に著しく支障をきたす生徒は個別に判定し、原動機付自転車を通学で使用するのを認めることがある。
 - ①通学以外の使用を禁止する。
 - ②最寄り駅までの使用とし、学校への使用は認めない。
 - ③「原付使用者の心得」（別紙）を確認し、遵守する。
 - ④「原付使用願」と「誓約書」を免許証およびバイク保険（自賠責、任意）の写しを添えて提出する。

3 上記の約束に違反した場合、生徒指導の対象となる。

第3章 自転車の使用について

- 1 通学において自転車の使用を希望する者は、「自転車通学許可願」を提出し、本校所定のステッカーを使用自転車の見やすい場所に貼付すること。
- 2 登校時には指定の駐輪場を使用し、必ず施錠すること。
- 3 道路交通法を遵守すること。
- 4 防犯登録を必ず行うこと。
- 5 整備不良車の使用を禁止する。
- 6 自転車保険に加入すること。
- 7 自転車乗車用ヘルメットを着用すること